

# 市民委員会資料

## 議案第101号

### 川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例 の制定について

資料1 川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例

新旧対照表

資料2 川崎市競輪場内売店使用条例等の一部改正に関する

パブリックコメントの結果

経済労働局

平成25年8月29日

川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市競輪場内売店使用条例 昭和34年12月26日条例第36号</p> <p>改正 平成4年6月29日条例第25号 平成9年3月31日条例第7号</p> <p>川崎市競輪場内売店使用条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、川崎市競輪場内売店（以下「売店」という。）の使用 に関して定めることを目的とする。 (使用者の資格)</p> <p>第2条 <u>売店を使用することができる者</u>（以下「使用者」という。）は、次 の各号のいずれかに該当し、市長の許可を受けた者でなければならない。 (1) <u>本市の区域内において飲食店又は小売業を営む者</u> (2) <u>前号に掲げる者のほか、飲食店又は小売業を営み、かつ、本市の区 域内に住所（法人の場合にあっては、本店又は主たる事務所）を有する 者</u> (売店の数)</p> <p>第3条 使用者が使用することができる売店の数は、<u>1人又は1の法人につ き1店舗</u>とする。</p> <p>(使用期間)</p> <p>第4条 売店の使用期間は、<u>1年以内</u>とする。</p>	<p>○川崎市競輪場内売店使用条例 昭和34年12月26日条例第36号</p> <p>改正 平成4年6月29日条例第25号 平成9年3月31日条例第7号</p> <p>川崎市競輪場内売店使用条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、川崎市競輪場内売店（以下「売店」という。）の使用 に関して定めることを目的とする。 (使用者の資格)</p> <p>第2条 <u>売店を使用できる者</u>（以下「使用者」という。）は、次の各号のい ずれかに該当し、市長の許可を受けた者でなければならない。 (1) <u>本市に居住し、かつ、市内において飲食店を営む者</u> (2) <u>本市に居住し、かつ、市内において飲食店を営む者が中小企業等協 同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立した協同組合</u> (売店の使用料)</p> <p>第3条 使用者が<u>使用できる</u>売店の数は、<u>次のとおり</u>とする。  (1) <u>前条第1号の者</u> 1人1店舗 (2) <u>前条第2号の者</u> 組合員1人につき1店舗の割合 (使用期間)</p> <p>第4条 売店の使用期間は、<u>次のとおり</u>とする。<u>ただし、市長が必要と認め たときは、これを延長することができる。</u>  (1) <u>第2条第1号の者</u> 1年 (2) <u>第2条第2号の者</u> 2年</p>

改正後	改正前
<p>(売店使用料)</p> <p>第5条 使用者は、売店の使用料（以下「売店使用料」という。）として、<u>営業しようとする日1日につき、1平方メートル当たり68円に使用する売店の面積を乗じ、これに100分の105を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、規則で定める売店に係る売店使用料の額は、営業しようとする日1日につき、1,000円を超えない範囲内において規則で定める額に100分の105を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 売店使用料は、月ごとに前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、売店使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 既納の売店使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第5条 売店の使用料は、1店舗当たり1競輪開催期間6,000円以内において市長が定める額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを減免することができる。</p> <p>(使用料の前納)</p> <p>第6条 前条の使用料は、当該競輪開催前に納付するものとし、既納の使用料は、特別の理由があると認める場合のほか還付しない。</p>
<p>(使用者の費用負担)</p> <p>第6条 次に掲げる売店に関する費用は、使用者の負担とする。</p> <p>(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料金</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める費用</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、売店の使用の状況その他必要な事項について、使用者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に使用者が使用する売店に立ち入り、調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p>第8条 使用者は、売店を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはな</p>	<p>(転貸又は権利譲渡等の禁止)</p> <p>第7条 使用者は、売店使用の権利を他人に譲渡し、又はその全部若しくは</p>

改正後	改正前
<p>らない。</p> <p><u>(施設の変更)</u></p> <p>第9条 使用者は、売店を使用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p><u>(居住の禁止)</u></p> <p>第10条 使用者は、売店内に居住することはできない。</p> <p><u>(損害の賠償)</u></p> <p>第11条 使用者が売店を滅失させ、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p><u>(使用許可の取消し等)</u></p> <p>第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、売店の使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) <u>売店使用料又は第6条第1号の使用料金を3月以上滞納したとき。</u></p> <p>(2) <u>けん騒にわたる音響を立てて競輪の開催を妨害したとき。</u></p> <p>(3) <u>競輪場内において行商をしたとき。</u></p> <p>(4) <u>競輪場内の秩序を乱すような行為があったとき。</u></p> <p>(5) <u>不衛生にわたるおそれのあるとき。</u></p> <p>(6) <u>使用が許可されている期間内において、市が競輪を開催する期間の過半を正当な理由がなく休業すると見込まれたとき。</u></p> <p>(7) <u>偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。</u></p> <p>(8) <u>災害その他の事故により使用できなくなったとき。</u></p> <p>(9) <u>工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により使用できなく</u></p>	<p><u>一部を転貸してはならない。</u></p> <p><u>(工作物、建造物等の設置禁止)</u></p> <p>第8条 使用者は、許可なくして使用場所又はこれに附随して工作物、建造物等を設置してはならない。</p> <p><u>(居住の禁止)</u></p> <p>第9条 使用者は、売店内に居住することはできない。</p> <p><u>(損害の賠償)</u></p> <p>第10条 使用者が売店を滅失又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p><u>(使用の停止及び使用許可の取消)</u></p> <p>第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、売店の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>本市の条例又はこれに基く規程、命令等に違反し、又は開催執務委員長の指示に従わなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>喧騒にわたる音響を立てて競輪の開催を妨害したとき。</u></p> <p>(3) <u>場内において行商をしたとき。</u></p> <p>(4) <u>場内の秩序を乱すような行為があったとき。</u></p> <p>(5) <u>不衛生にわたるおそれのあるとき。</u></p> <p>(6) <u>正当な理由がなく競輪開催期間の過半にわたり閉店したとき。</u></p> <p>(7) <u>その他競輪開催上必要と認めたとき。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>なったとき。</u></p> <p><u>(10) 前各号に定めるもののほか、この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は開催執務委員長の指示に従わなかったとき。</u></p> <p>(本市の免責)</p> <p><u>第13条 前条第9号に該当する場合を除き、売店の使用の許可の取消し又は使用の停止により使用者に生じた損害については、本市は、その責めを負わない。</u></p> <p><u>(原状回復)</u></p> <p><u>第14条 使用者は、売店の使用を終了し、又は第12条の規定により売店の使用の許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担においてその売店を原状に回復して返還しなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条を改める改正規定は、規則で定める日から施行する。</p>	<p>(本市の免責)</p> <p><u>第12条 売店の使用停止又は使用許可の取消により使用者に生じた損害については、本市は、一切その責に任じない。</u></p> <p><u>(軽易な物品の販売)</u></p> <p><u>第13条 前各条に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、軽易な物品販売所を設け、これを使用させることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</u></p>

## 川崎市競輪場内売店使用条例等の一部改正に関する パブリックコメントの結果

### 1 概要

川崎競輪場では、川崎競輪場再整備の一環として、富士見公園との共存・調和を図るとともに、市民の多目的利用を促進する施設、西側施設の建設を進めています。競輪来場者用の観覧施設としてはもちろん、公園利用者にも居心地よく感じられる空間とするため、この西側施設には多数の売店を集約し、新規売店募集も行う予定です。これに対応したものとするため、川崎市競輪場内売店使用条例等の一部改正を行うにあたり、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果、28通（意見総数38件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

### 2 パブリックコメントの概要

題名	川崎市競輪場内売店使用条例等の一部改正について
意見の募集期間	平成25年6月14日（金）～平成25年7月16日（火）
意見の提出方法	電子メール、郵送、持参、FAX
意見の周知方法	①市政だより（6月21日号掲載） ②市ホームページ ③資料の閲覧 ・川崎競輪場（総合案内所・4階経済労働局公営事業部事務室） ・川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ） ・各区役所、支所、出張所（市政資料コーナー） ・市民館、図書館
結果の公表方法	①市ホームページ ②資料の閲覧 ・川崎競輪場（総合案内所・4階経済労働局公営事業部事務室） ・川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ） ・各区役所（市政資料コーナー）

### 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	28通（38件）
電子メール	2通（2件）
郵送	0通（0件）
持参	26通（36件）
FAX	0通（0件）

#### 4 意見の内容と対応

お寄せいただいた御意見は、概ね既に条例改正案又は使用者の募集・選定方法に反映されているものや今後条例改正及び使用者の募集・選定を行う中で、御意見の趣旨を踏まえて検討するもの、条例改正又は使用者の募集・選定の内容を説明・確認するものでしたが、御意見内容を反映することで条例の趣旨をより明確にできる御意見がありましたので、一部に御意見を反映し、条例改正を進めてまいります。

##### (1) 御意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見の趣旨を踏まえ、条例改正案又は使用者の募集・選定方法等に反映させたもの
- B 御意見の趣旨が既に条例改正案又は使用者の募集・選定方法等に反映されているもの
- C 今後、条例改正及び使用者の募集・選定等を行う中で、御意見の趣旨を踏まえて検討するもの
- D 条例改正又は使用者の募集・選定の内容に対する御意見・要望であり、その内容を説明・確認するもの

##### (2) 御意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	計
①条例改正の内容について（8件）	1	4		3	8
②使用者の募集・選定方法について（13件）		1	12		13
③競輪場、競輪事業について（17件）		2	15		17
合 計	1	7	27	3	38

(3) 主な御意見（要旨）と御意見に対する本市の考え方

①条例改正の内容について（8件）

分類	意見要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>【売店使用者の資格に係る要件緩和について（賛成）】（2件）</p> <p>○よいと思う。</p> <p>○市内居住又は市内営業を原則として、広く市外から受け入れる検討もするべきではないか。</p>	<p>○川崎競輪場の集客力やファンサービスの向上を図り、さらに再整備後の市民利用の促進も視野に入れて、幅広く売店の使用者を募るため、当該規定の見直しを行います。現行の資格要件を緩和し、本市の区域内において飲食店等を営業する者又は本市の区域外で飲食店等を営業し、本市の区域内に住所等を有する者のいずれかを満たすことを要件といたします。</p>	B
2	<p>【売店使用者の資格に係る要件緩和について（反対）】（3件）</p> <p>○特定の者に使用許可を出すための条例改正ではないのか。</p> <p>○川崎競輪場は川崎市の公共施設なのだから、売店は川崎市に市税を納める者が使用するのが当然ではないか。</p>	<p>○今回から各売店を飲食店と物品販売の2種類に分けて、使用者を選定いたします。</p>	D
	<p>○物品販売を行う者も認めるということだが、その者が競輪場内で飲食店を営むことも認めるのか。飲食業未経験者に市の公共施設で飲食店を任せるのは不安だ。</p>		B
3	<p>【営業状況に係る報告・調査について】（1件）</p> <p>○営業報告とは具体的にどのようなことを報告させることを想定しているのか。</p>	<p>○報告及び調査の対象としては、本条例の運用に必要な事柄に限ることとしております。</p>	B
4	<p>【行商の禁止について】（1件）</p> <p>○ナイター開催時に、野球場で見かけるような生ビールの売り歩きをすることができるようにしてはどうか。</p>	<p>○行商の禁止は、競輪場内の秩序維持及び安全管理の必要性に基づくものです。新設する西側施設には、投票所や観覧席の近くに売店を配置し、お客様の利便性に配慮しております。</p>	D



5	<p><b>【居住禁止規定の削除について】</b> (1件)</p> <p>○使用貸借契約においては、使用者に居住権を発生させないように、居住禁止規定を盛り込むのは常識だ。市民の財産に無用な居住権という第三者の権利を発生させ得るため、居住禁止規定の削除には反対である。</p>	<p>○現在、競輪場内では、年間を通じて常に守衛による巡視警備を行っており、使用者が売店内で居住する状況は考えにくい。削除する方向で検討していましたが、御意見の内容と相反するものではないので、削除することにより誤解を与えないよう規定としてそのまま残すことにいたします。なお、川崎競輪場は本市の行政財産であるため、使用者に居住権は発生させ得ません。</p>	A
---	--	---	---

②使用者の募集・選定方法について (13件)

分類	意見要旨	意見に対する本市の考え方	区分
6	<p><b>【売店のイメージ並びに本市又は売店の対応について】</b>(7件)</p> <p>○川崎市のセントラルパークとしての公園付帯施設とするため、お洒落でセンスのよいカフェやレストランを中心とした売店の誘致が必要ではないか。</p>	<p>○再整備の一環として建設する西側施設では、既存のお客様に加え、富士見公園を利用する家族連れ、女性や子ども等、一般市民にも足を運んでいただける売店を選定いたします。</p>	C
	<p>○川崎市は売店利用客が増えるよう売店営業に係る指導等を行うべきではないか。</p> <p>○ファミリーや女性も呼び込めるようもう少し店構えを工夫するべきではないか。</p> <p>○チェーン店のみでは味気なくなってしまうので、一部は「昭和レトロコーナー」等として特色ある売店を配置したらどうか。</p> <p>○ポイントカードを発行してリピーターの確保に努めてはどうか。</p>	<p>○売店の外観やサービス等については、基本的に、売店が実施すると考えておりますが、本市も必要に応じて、売店全体と協働し、公園との調和に配慮しながら、競輪事業の活性化を図るための取組を行ってまいります。</p>	C
	<p>○新規売店の選考方法と結果は市民にオープンにすべきである。</p>	<p>○新規売店の募集については公募とするため、その手続及び選定方法を記載した募集要項や選定結果については公表いたします。</p>	B
	<p>○毎年競輪場で行われるかわさき市民祭りに売店も参加できないのか。</p>	<p>○かわさき市民祭りへの出店は、主催するかわさき市民祭り実行委員会と検討してまいります。</p>	C

7	<p><b>【売店の種類について】（4件）</b></p> <p>○コンビニエンスストアやファストフードのチェーン店、100円ショップ等を入れてはどうか。</p> <p>○チェーン店等を入れてしまうと、川崎競輪場らしさが消えてしまう。商品価格も高騰するのではないか。</p> <p>○女性、子ども向けにアイス屋、クレープ屋を入れてはどうか。また、駐車場が隣にあるので、休憩のためのカフェやスイーツ店もよいのではないか。</p> <p>○飲食店ばかりでなく、グッズ販売等も増やすべきだ。</p>	<p>○売店の業態等については、応募の状況により左右されますが、選定委員会を開催し、適正に選定を行ってまいります。</p>	C
8	<p><b>【売店内等への関連機器設置について】（2件）</b></p> <p>○現金自動預け払い機（ATM）を設置してはどうか。</p> <p>○コンビニエンスストアの自動販売機を設置してはどうか。</p>	<p>○自動販売機等関連機器の設置については、御意見を今後の参考にさせていただきます。</p>	C

③競輪場、競輪事業について（17件）

分類	意見要旨	意見に対する本市の考え方	区分
9	<p>【競輪場内の設備又は環境について】 （11件）</p> <p>○競輪場内での分煙を徹底し、取締りを強化してほしい。</p> <p>○ビン及び缶の飲み物の販売は禁止されているが、最近を持ち込んでいる競輪場入場者が多いようである。取り締まることはできないのか。</p> <p>○場内の美化に努める等、女性が入りやすい環境を整備してほしい。</p> <p>○西側施設の2、3階は、ホームレスが居座り、子ども連れの家族や女性は敬遠して利用しにくくなるおそれがあると思うので、何か対策を講じるべきではないか。</p> <p>○施設が新しくなること及び公園のレストハウス機能が備わることはよいと思うが、キッズルーム・授乳室等はファミリー限定で使用できるよう警備してほしい。</p>	<p>○分煙や場内の美化、その他競輪場内の安全管理については、現在も実施しておりますが、今後も徹底するよう努めてまいります。</p> <p>○西側施設についても、公園利用者の方に広く施設を御利用いただくため、適正に警備等を実施してまいります。</p>	C
	<p>○競輪場内に若者やファミリー向けの施設を併設できないか。</p>	<p>○若者やファミリー向けにキッズルームや授乳室、イベント広場、バンク内芝生広場を整備し、市民に親しまれる安心で快適な空間の創出を目指します。</p>	B
	<p>○高齢者の方も安全に利用できるようバリアフリー化を進めてほしい。</p>	<p>○バリアフリー化については、川崎市福祉のまちづくり条例に沿い、西側施設等の建設にあたっては、敷地内の通路や出入口、廊下等の幅の確保、段差の解消を徹底し、車いす使用者の利用可能なトイレやエレベーターを整備しております。</p>	B
	<p>○パブリックシアター（視聴覚室）又はミーティングルーム（多目的室）等を設置しても面白いのではないか。</p>	<p>○今回の再整備では、屋内投票所の整備や公園のレストハウス機能等の確保を優先し西側施設を整備したところですが、施設整備の御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	C

	<p>【競輪事業について】（6件）</p> <p>○競輪場を含め富士見公園全体の集客方法を再検討すべきではないか。若者を呼び込むことのできる全体的な改革が必要である。若者は食事の量も違うので、売店の売上増加も見込めるのではないのか。</p>	<p>○現在、川崎競輪場では効率的・効果的な運営方法による競輪開催を目指すと共に、新規顧客獲得や車券売上向上のため、競輪事業活性化策・イメージアップ策の実施及び検討を行っております。再整備後は年齢、性別を問わず、市民の方々に御利用いただけるようさらなる努力をいたします。</p>	C
10	<p>○ファン層の拡大及び市民の関心喚起のため、川崎競輪場でG P、G I等のグレードの高い開催はできないのか。</p>	<p>○整備後には、G I レース等の特別競輪の誘致についても検討を進めてまいります。</p>	C
	<p>○若者を呼び込むため、土日の本場開催を増やせないのか。</p> <p>○ナイターの本場開催は入場者が少ないと思う。昼間の開催を増やしてはどうか。</p>	<p>○本場開催の日程については、全国的な調整が必要となりますが、御意見を今後の参考とさせていただきます。</p>	C